









(4)利率は金融情勢の変化等により変更することがあります。

(5)弁済金の具体的算出例は、下記のとおりとなります。

利息の計算方法は、借入元金残高×借入利率×各回の利用日数÷365日とします。

[例]Mコース選択で、7月20日に100,000円ご利用された場合で、締切日残高が、100,000円であるとき

※実質年率17.95%の場合

うち、利息充当分100,000円×17.95%×45日÷365日=2,213円

元本充当分9,000円-2,213円=6,787円

(6)キャッシングの利用または契約内容の変更等に際してお届けする書面に記載される返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、その後のご利用、ご返済等に応じて変動することがあります。また、約定所定日から同月15日までの間に任意のお支払いがあった場合であっても次回約定所定日は繰り越されないものとし、次回所定日において約定返済金額を口座振替するものとします。

### 第37条(遅延損害金)

会員がキャッシングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払日の翌日から完済の日に至るまで、年20.0%を超えない範囲で定めた割合による遅延損害金を、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益を喪失した日の翌日から完済の日に至るまで、キャッシングの支払金のうち未払元本の全額に対しても、同じ年率の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第38条(貸金業務に係る指定紛争解決機関)

当社が契約する貸金業務に係る指定紛争解決機関は、下記のとおりです。

・日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 03-5739-3861

<http://www.j-fsa.or.jp/personal/contact/index.php>

### [問合せ・相談窓口等]

カード等で購入された商品またはサービスについてのお問合せ、ご相談は、カード等をご利用された加盟店にご連絡下さい。会員規約(お支払い)についてのお問合せ、ご相談は、当社にご連絡ください。支払停止の抗弁に関する書面(第34条)については、当社にお尋ねください。

### ニッセン・クレジットサービス株式会社

〒604-8223 京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444番地

無料 0120-04-2000(一般電話・通話料無料)  0570-064200(携帯電話用)

ホームページURL <http://www.nissen-ncs.jp>

包括信用購入あっせん業者登録番号 近畿(包)第20号

貸金業者登録番号 近畿財務局長(6)第00732号